

# 政治活動のために使用する事務所に係る 立札及び看板の類の証票に関する注意事項

- 1 証票は、立札・看板等の表面に貼付してください。  
なお、証票を貼付していない立札・看板等や、有効期限を経過した証票のみが貼付してある立札・看板等は、違法な立札・看板等となりますのでご注意ください。  
証票は、事務所の表示をするための立札及び看板の類に貼付するものです。  
看板等は、空き地等事務所の設備の無いところに設置することはできません。
- 2 立札・看板等の紛失又は破損等により証票を廃棄し、証票の再交付を受け  
る場合は、「証票交付申請書」に「証票紛失（廃棄）届」を添付し、市選挙管  
理委員会へ申請してください。  
ただし、証票の再交付を必要としない場合は、「証票紛失（廃棄）届」のみ  
を提出してください。  
なお、立札・看板等を廃棄する場合は、当該証票も併せて添付してくださ  
い。（証票が剥がれない場合は添付しなくても結構です。）
- 3 立札・看板等の設置場所（事務所、連絡所等）を変更する場合は、事前に  
市選挙管理委員会へ相談してください。
- 4 政治活動の内容を変更した場合は、「証票紛失（廃棄）届」に当該証票を添  
付し市選挙管理委員会へ提出してください。（例えば：市関係選挙 → 国・  
県関係選挙）  
この場合、県選挙管理委員会（「いわき地方振興局企画商工部市町村支援課」  
が本市内の窓口です。）に対し、証票交付の手続きを行ってください。

いわき市選挙管理委員会